

(写)

長門市告示第 17 号

令和 8 年 3 月長門市議会定例会招集告示（令和 8 年長門市告示第 13 号）の付議
事件に次のとおり追加する。

令和 8 年 2 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 36 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 36 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 36 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 24 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～18（略） <u>（令和 8 年度分の保険料の減免の特 例）</u> <u>19 市長は、令和 8 年度分の保険料に ついて、第 11 条第 1 項及び第 2 項 の規定にかかわらず、市長が特に認 める者に対し、申請によらずに減免 することができる。</u>	附 則 1～18（略） （新設）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。